

事業者カードローンカード規定

1. (この規定の取引における契約の成立)

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとする。

2. (カードの利用)

上記カードローン（以下、「ローンカード」といいます。）は、当金庫の現金自動預払機（以下、「ATM」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受ける場合（以下、貸越を受けることを単に「払戻」といいます。）およびATMまたは当金庫本支店の窓口において、貸越金の随時返済をする場合に使用することができます。

2. (ATMによる払戻し)

- (1) ATMを利用して払戻しをするときは、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにローンカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。なお、ATMの使用に際し、金額等の誤入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) ATMによる払戻しは、1千円単位とし、1回あたり払戻し金額は、当金庫が定めた範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、当金庫所定の範囲内とします。

4. (随時のご返済)

- (1) ATMを利用して随時の返済をする場合は、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにローンカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる随時のご返済は、1千円単位とし、1回あたりのご返済額は、当金庫が定めた範囲内とします。
- (3) ATMを利用しないで随時のご返済をするときは、当金庫本支店の窓口でローンカードを提示することによりご返済ができます。

5. (ATM故障時等の取扱い)

- (1) 停電・故障等によりATMによる取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当金庫が定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でローンカードにより払出しまたはご返済することができます。
- (2) 前項による取扱いは、当金庫所定の払戻請求書に、契約者名、金額等を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。

6. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、ATMの操作の際に使用されたカードが、当金庫が代表者または本人（個人事業主の場合）に交付したローンカードであること、および入力した暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にローンカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) ローンカードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は電話番号等他人に推測されやすい番号の利用は避け、他人に知られないよう管理してください。ローンカードが、偽造、盗難、紛失等により他人に利用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに代表者または本人（個人事業主の場合）から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにローンカードによる払戻し停止の措置を講じます。
- (3) ローンカードの盗難にあった場合は、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

7. (偽造カード等による払戻し)

ローンカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害について、当金庫は責任を負いません。ただし、この払戻しがローンカードおよび暗証番号の管理について、契約者の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の、当金庫の責任についてはこの限りではありません。

8. (盗難カードによる払戻し)

ローンカードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (カードの紛失、届出事項の変更等)

ローンカードを紛失した場合または法人名、代表者名、氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに代表者または本人（個人事業主の場合）から当金庫所定の方法により当金庫に届出してください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (カードの再発行等)

- (1) ローンカードの盗難、紛失等の場合のローンカード再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) ローンカードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

11. (お借入れ、ご返済の明細)

ローンカードによりお借入れまたはご返済いただいた金額の明細は、3カ月毎に郵送させていただきます。

12. (解約等)

- (1) カードローン契約を解約する場合には、直ちにローンカードを発行店に返却してください。
- (2) ローンカードの改ざん、不正使用など、当金庫がローンカードの利用を不当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫からの請求があり次第、直ちにローンカードを発行店に返却してください。

13. (譲渡・質入れ等の禁止)

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

14. (規程の準用)

この規定に定めのない事項については、アイオー信用金庫事業者カードローン契約書の各条項によります。

15. (規程の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとする。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとする。

以上